

告 示

埼玉県告示第八百二十八号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和四年八月九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇二〇―二十九―二号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県羽生市大字小松字悪戸十八番 他三十六筆（うち一筆は一部）

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千七百五十九立方メートル